

令和8年設楽町告示第9号

地方自治法第260条の2第10項の規定による認可された地縁による団体の変更は、次のとおりである。

令和8年3月24日

設楽町長 土屋 浩

1 認可地縁団体栗島の代表者の住所及び氏名

変更前	設楽町三都橋字行戸25番地2	河合 秀久
変更後	設楽町三都橋字仲屋切48番地	羽谷 利彦

3 変更の年月日

令和8年4月1日

4 変更の理由

役職者の改選に伴い、代表者の住所及び氏名の変更を要するため